

倒産する中国企業と倒産に瀕する中国企業における 外資株主が直面する問題とその解決策

北京市中諮法律事務所パートナー弁護士 韓 伝華

【定義】

外資株主：	中国における倒産企業の株式を所有する外国の法人、自然人
倒産する中国企業：	中華人民共和国の領域内において、中華人民共和国の法律により、倒産手続に入った企業、または倒産に瀕する企業
倒産に瀕する中国企業：	中華人民共和国の領域内において、支払不能または債務超過の状態に陥り、中華人民共和国企業破産法が規定された破産原因を具備した企業
中国企業の実効支配者：	企業の印鑑、帳簿、または資産を実際にコントロールする人、通常は当該企業の現地株主

1. 外資株主は倒産に瀕する中国企業の経営状況を把握できない

中国企業の株式を所有する外国の株主にとって、当該中国企業の財務状況が悪化し、弁済期が到来した債務を弁済できなくなる場合、その所有する企業株式に対する投資は、企業の倒産により、すべて失うおそれがある。そのため、投資した中国企業が上記財務悪化の兆候、あるいは倒産に瀕する状態が出現したとき、中国企業の財務状況その他の情報をいち早く把握したうえ、企業の意思決定に参加し、企業再編等のチャンスを探ることにより、出来る限り株主としての投資損失を軽減させようとするのは、外資株主がもっとも取りたい行動である。

問題点： 外資株主の持株比率にかかわらず、企業は財務状況が悪化し、弁済期が到来した債務を弁済できなくなり、或いは倒産に瀕する状態になった場合、当該中国企業の実効支配者は、外資株主の企業情報への打診及び企業再編の提案等を断る可能性が高い。

中国企業の実効支配者が外資株主の正当的な要求を断ったことにより、不当な取引等で企業の資産を隠匿などをして、債権者と株主の利益を侵害することになる。このとき、外資株主は企業の実効支配者と引き続き協議を推進するほか、以下の解決案を試すこともできる。

解決案一： 外資株主は、中国会社法の規定に基づき、企業の実効支配者を被告として企業所在地の裁判所に訴えを提起し、企業の帳簿等を閲覧することを請求することができる。これにより、企業の実際の経営状況を把

握する。この解決案は法的な根拠が明確で、原告側の立証もわりあい容易であらうものの、訴訟が長引いた場合、外資株主にとって迅速な企業情報の取得が困難になるおそれもある。

解決案二： 外資株主は企業の実効支配者が企業の利益を損する不当な取引その他資産を流失させる行為をした証拠を把握した場合、企業所在地の政府に報告し、地元政府または上級政府の助けを求めることができる。これにより、実効支配者の不当な行為を正すことだけでなく、実効支配者の犯罪行為を地元の警察または上級の警察機関に告訴できる。ただし、この解決案は外資株主にとって、挙証の負担が重いうえ、地元の政府と警察の協力を得られるかどうかについても、不透明の点多い。

解決案三： 外資株主はメディアに該当企業の不適切な運営状況を摘発し、メディアの宣伝攻勢を味方にして、企業の実効支配者にプレッシャをかけることにより、その不正な行為を正してもらい、また協議の場に戻る効果を期待する。しかし、この解決案もメディア攻勢の強さと実効支配者の対メディア能力に頼る部分が多く、事案によって、不透明とは言わざるをえない。

さらに、上述の三つの解決案を同時に使用するの、実務上一般的なことである。

2. 外資株主は倒産に瀕する中国企業の倒産申立権を行使できない

中華人民共和国企業破産法の規定によれば、倒産手続開始決定ができた前の1年間以内に企業が行われた不当な取引について、管財人は否認権を行使できる。また、倒産手続開始決定ができた前の6ヶ月以内に企業が一部の債権者に対する優先的な弁済行為についても、管財人は否認権を行使できる。

問題： 企業の実効支配者が外資株主の企業経営状況への調査及び意思決定の参加を拒絶した場合、外資株主は企業の実効支配者が不当な取引などを通して企業の財産を隠匿・処分することを防ぐため、当該企業の倒産を申立し、企業の支配権を裁判所が指定した倒産管財人の手に移す必要がある。しかし、現実的には当該企業が倒産手続の開始原因を具備したにもかかわらず、外資株主は倒産を申し立てる手段が欠けている。

中華人民共和国企業破産法によれば、企業は自らが倒産を申し立てること、つまり自己破産ができる。しかしながら、自己破産の形式要件として、倒産申立書に企業の実印が押されたことが要求される。そのため、実効支配者が企業の実印を独占し、倒産申立書への押印を拒絶するかぎり、株主総会または取締役会の倒産申立ての決議にもかかわらず、適法的な申立ては不可能である。

解決案一： 外資株主は適法な債権者の協力を求めることができる。また、通常には、外資株主は企業の株主であるほか、債権者でもある。債権者が倒産を申し立てるとき、実効支配者の管理下に置かれた企業は債権の存否、企業の弁済能力、その他倒産手続開始原因の存否について、異議を申し立てるので、たとえ実際に存在する債権であっても、企業側も異議を出す傾向がある。そのため、実効支配者の異議権濫用を防ぐため、債権者が確定判決で確定された債権、或いは仲裁判断で確認された債権を提出することが望ましい。債権の存在が確実に確定できれば、債権の倒産申立てに対して、普通には裁判所は債権者の申立てを支持し、手続開始決定を出すことになる。

解決案二： 外資株主は会社法に基づき、裁判所に当該企業の解散を申し立てることができる。中国会社法によれば、企業の経営継続が株主にとって不利益になる場合、企業の十分の一以上の株を所有する株主は裁判所に対し、企業の解散を申し立てられる。裁判所が企業解散の決定を出したあと、支配株主が清算人を選任して清算業務を進行させない場合、その他の株主は裁判所に企業の強制清算を申し立てられる。裁判所が強制清算を許可した場合、清算人を選任し、企業の支配権を実際支配人から清算人に移すことができる。また、企業破産法によれば、清算人は選任されたあと、企業が破産手続開始原因を具備したことを発覚した場合、破産手続開始の申立義務が認められている。これに対して、裁判所も通常には破産手続開始決定をする。

3. 倒産手続における外資株主の権利行使と責任負担

中国企業は倒産手続に入った後、主に破産(中国名「破産清算」、会社更生(中国名「重整」、和議和議(中国名「和解」と三つの出口がある。三つの手続には、外資株主の権利行使の方法はやや異なることがあるが、責任負担についてはほぼ一致している。

破産手続には、外資株主の権利は、おもに管財人が認否した債権に対する異議権及びその異議が管財人に認められなかったときの提訴権である。しかし、上記の権利は理論的に存在しているものの、破産債権に関する異議をめぐる訴訟が高額の費用を伴う理由で、実務にはあまり実用されていない。

会社更生手続には、外資株主の権利は上記二つの権利のほか、株主として株主組の議決において更生計画案に対する議決権を持つ。更生計画に常に債務免除、持株比率の変更に関わり、外資株主はすべての株式を放棄するか、一部の株式を放棄するか、或いは条件付きで新しい資本を投入するかは、更生計画案の内容と株主組を含む各議決組の議決に頼っている。そのため、株主組での議決権は外資株主にとって、重大な意味を持ち、更生計画の制定に際し、外資株主は最大限に自分の意見・主張を表明

し、みずからの利益を守らなければならない。逆に、外資株主は更生計画の制定に消極的な姿勢を示したら、裁判所が一部の議決組で更生計画が否決された場合、企業破産法に基づき強制的に更生計画案を許可できるので、たとえ議決権の行使を通して株主組で計画を否決しても、完全に更生計画案の成立を阻止できるとは言えない。

和議手続には、外資株主の権利は破産のときの権利のほか、和議の成立に対して決定権を持っている。和議とは、管財人の関与の下に債権者が企業の提出した和議条件を可決することを意味する。そのため、企業の株主として外資株主は和解案の制定に際して、参加権と決定権を持つ。

会社更生と和議が成功すれば、企業が引き続き存続し、外資株主の権利義務等は更生計画と和議条件により決められる。また、会社更生と和議が成功できなければ、企業は企業破産法に基づき、破産手続に入る。

さらに、法律によれば、破産手続には外資株主は重大な責任が課されている。裁判所が企業帳簿の混乱、資産状況の不明確で破産手続が進行不能の状態を理由に、破産手続の終結を決定したら、外資株主を含むすべての株主並びに実効支配者等は債権者に対して、企業の債務を弁済する義務を負う。この責任は会社法及び会社法の司法解釈により確定されている。理論的には外資株主は帳簿の混乱、資産状況の不明確をもたらした実際支配人に対し、求償権を行使できるが、実効支配者も支払能力がなくなったり既に倒産したりこともあり、実務上の行使は極めて困難である。この責任を避けるため、企業の倒産において、外資株主は管財人の帳簿調査及び資産調査を積極的に協力し、清算費用が不足する場合、調査費用の立て替えまで検討すべきであろう。

結論： 外資株主は中華人民共和国の企業が倒産する場合、または倒産に瀕する場合には、自分の利益を守り、さらなる損失を阻止するため、専門的な弁護士を依頼すべきである。